

告示第 37 号

太子町マスコットキャラクター「ぼうじい」使用取扱規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 23 日

兵庫県太子町長 服 部 千 秋

太子町マスコットキャラクター「ぼうじい」使用取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、太子町のマスコットキャラクター「ぼうじい」(以下「キャラクター」という。)を使用する際の取扱いについて必要な事項を定め、太子町のイメージアップを図るとともに、観光資源や文化財等を広く普及宣伝し、地域振興に寄与することを目的とする。

(使用承認の申請等)

第 2 条 キャラクターを使用する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ太子町マスコットキャラクター使用承認申請書に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 個人が自己の範囲内で使用する時。
- (2) 太子町が利用する時。
- (3) 学校等が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (5) その他、町長が適当と認めた時。

2 別に定める太子町マスコットキャラクター「ぼうじい」イラスト基本スタイル(以下「イラスト基本スタイル」という。)に掲載のあるイラスト以外のイラストを自身で作成し、使用する場合、太子町マスコットキャラクター使用承認申請書による使用承認の申請を行わなければならない。

その場合、作成したイラストの一切の権利は町に帰属するものとする。

(使用承認)

第 3 条 町長は、前条の規定による申請があった場合、内容を審査し、使用について承認する。ただし、その内容が次の各号に該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、または、正しい理解の妨げになる時。
- (2) 太子町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 7 号)第 2 条に規定する暴力団、

暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者であるとき。

- (3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (6) その他、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認または不承認を決定したときは、太子町マスコットキャラクター使用承認書もしくは太子町マスコットキャラクター不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) イラスト基本スタイルに定められた色、形等を正しく表示し、デザイン(色、形、字体等)を改変しないこと。
- (4) 物品等には「©2020 太子町ぼうじい」の表記を付すること。ただし、第2条第1号から第4号に規定する者が使用する場合はこの限りではない。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、太子町マスコットキャラクター使用承認変更申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、太子町マスコットキャラクター使用承認書により申請者に通知するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 町長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、太子町マスコットキャラクター使用承認取消書により申請者に通知するものとする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。